

佐賀県教育委員会訓令甲第 1 号

本 庁
教育事務所

教育庁専決規程（平成 7 年佐賀県教育委員会訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

佐賀県教育委員会教育長 白 水 敏 光

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（教育総務課長専決事項）</p> <p>第 6 条 教育総務課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1) ~ (32) 略</p> <p><u>(33) 県立学校の整備計画に関する事務を処理すること。</u></p> <p><u>(34) ・ (35)</u> 略</p> <p>（教育振興課長専決事項）</p> <p>第 7 条 教育振興課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p><u>(4) ・ (5)</u> 略</p>	<p>（教育総務課長専決事項）</p> <p>第 6 条 教育総務課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1) ~ (32) 略</p> <p><u>(33) ・ (34)</u> 略</p> <p>（教育振興課長専決事項）</p> <p>第 7 条 教育振興課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p><u>(4) 県立学校の振興に関する事務を処理すること。</u></p> <p><u>(5) ・ (6)</u> 略</p>

附 則

この訓令は、平成30年 4月 1 日から施行する。